

## <<図書館関係例規>>

### ○新座市立図書館条例

昭和 54 年 3 月 26 日  
 条例第 2 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、新座市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称        | 位置                |
|-----------|-------------------|
| 新座市立中央図書館 | 新座市野火止一丁目 1 番 2 号 |
| 福祉の里図書館   | 新座市新塚一丁目 4 番 5 号  |

2 新座市立中央図書館に分館を置き、その名称及び位置は次のとおりとする。

| 名称                    | 位置                  |
|-----------------------|---------------------|
| 新座市立中央公民館図書室          | 新座市道場二丁目 14 番 12 号  |
| 新座市立栗原公民館図書室          | 新座市栗原三丁目 8 番 34 号   |
| 新座市立大和田公民館図書室         | 新座市大和田一丁目 26 番 16 号 |
| 新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室 | 新座市新堀一丁目 5 番 9 号    |
| 新座団地図書室               | 新座市新座三丁目 3 番 16 号   |

(平 5 条例 19・平 22 条例 3・平 30 条例 21・一部改正)

(事業)

第 3 条 図書館は、法第 3 条の規定に基づき、次の事業を行う。

- (1) 図書館資料(法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)を収集し、整理し、及び保存すること。
- (2) 図書館資料を利用に供すること。
- (3) 読書案内、読書相談その他図書館資料の利用のための相談に応じること。
- (4) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
- (5) 他の図書館等と緊密に連絡し、協力し、及び図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (6) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。
- (7) 読書団体と協力し、団体活動を促進すること。
- (8) 障がい者奉仕に関すること。
- (9) 分館を運営すること(新座市立中央図書館に限る。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、図書館の目的達成のため必要な事業

(平 30 条例 21・追加)

(管理)

第 4 条 図書館並びに新座市立中央公民館図書室、新座市立栗原公民館図書室、新座市立大和田公民館図書室、新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室及び新座団地図書室(以下「分館」という。)は、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する。

2 福祉の里図書館及び分館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(平 30 条例 21・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

(1) 第 3 条各号に掲げる事業のうち教育委員会が定めるものに関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉の里図書館及び分館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務に関すること。

(平 30 条例 21・追加)

(職員)

第 6 条 図書館に、館長その他の必要な職員を置く。ただし、第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における福祉の里図書館については、この限りでない。

(平 30 条例 21・追加)

(図書館の利用時間等)

第 7 条 図書館の利用に供さない日及び利用時間は、次のとおりとする。

| 名称        | 利用に供さない日                                                                                                                                                                                                                                  | 利用時間                  |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 新座市立中央図書館 | (1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日<br>(2) 月曜日(この日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日)<br>(3) 図書館資料整理日(第 4 木曜日とする。)<br>(4) 図書館資料特別整理日(年 15 日以内で教育委員会が定める日をいう。以下この表において同じ。)<br>(5) 図書館資料特別整理日 | 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで |
| 福祉の里図書館   | (1) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日<br>(2) 祝日(国民の祝日に関する法律第 2 条に規定する国民の祝日をいう。)(同条に規定することもの日及び敬老の日を除く。)<br>(3) 月曜日(この日が前号に掲げる日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同号に掲げる日でない日)<br>(4) 図書館資料特別整理日                                                             | 午前 9 時 30 分から午後 6 時まで |

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会(第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者)(以下「管理者」という。)が特に必要と認めるときは、図書館の利用に供さない日及び利用時間を変更し、又は臨時に定めることができる。この場合において、指定管理者は、教育委員会の承認を得なければならない。

(平 30 条例 21・追加、令 2 条例 59・一部改正)

(分館の利用時間等)

第8条 分館の利用に供する日及び利用時間は、次のとおりとする。

| 名称                    | 利用に供する日                           | 利用時間                                                                                             |
|-----------------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新座市立中央公民館図書室          | 火曜日及び木曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。) | 午前10時から午後5時まで(自動貸出機による図書館資料の貸出しは、各分館が所在する公民館又はコミュニティセンターの開館日の午前9時30分から午後9時(日曜日及び休日にあつては、午後5時まで)) |
| 新座市立栗原公民館図書室          | 水曜日及び土曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。) |                                                                                                  |
| 新座市立大和田公民館図書室         | 火曜日及び金曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。) |                                                                                                  |
| 新座市西堀・新堀コミュニティセンター図書室 | 木曜日及び日曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。) |                                                                                                  |
| 新座団地図書室               | 水曜日及び金曜日(12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。) |                                                                                                  |

2 前項に定めるもののほか、次条第2号に規定する団体が分館で図書館資料の貸出しを受けることができる日及び時間は、管理者が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、分館の利用に供する日及び利用時間を変更し、又は臨時に定めることができる。この場合において、指定管理者は、教育委員会の承認を得なければならない。

(平30条例21・追加、令2条例59・一部改正)

(貸出しの対象)

第9条 図書館資料の貸出しを受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるもの

(平30条例21・追加)

(貸出し登録)

第10条 図書館資料の貸出しを受けようとするものは、教育委員会の登録を受けなければならない。

(平30条例21・追加)

(利用の禁止)

第11条 管理者は、他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると思われるものその他利用させることが不適当と認められるものに対しては、図書館及び分館の利用を禁止することができる。

(平30条例21・追加)

(損害の弁償)

第12条 利用者は、図書館資料又は設備若しくは器具を破損し、汚損し、又は紛失した場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。この場合において、教育委員会は、状況により現品又は相当の代価をもって損害の弁償をさせることができる。

(平30条例21・追加)

(図書館協議会)

第13条 法第14条第1項の規定に基づき、新座市立図書館協議会を置く。

2 新座市立図書館協議会の委員(以下「委員」という。 )は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

3 委員の定数は、10人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、教育委員会は、委員に特別の事情があると認めたときは、任期中であってもこれを解任することができる。

5 委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平24条例11・一部改正、平30条例21・旧第3条繰下・一部改正)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平24条例11・一部改正、平30条例21・旧第4条繰下)

附 則

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第19号)

この条例は、平成5年7月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第21号)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 指定管理者の指定に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(令和2年条例第59号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## ○新座市立図書館規則

昭和54年3月28日

教委規則第1号

注 昭和58年10月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 図書館奉仕

第1節 貸出し(第2条—第5条)

第2節 会議室の利用(第6条—第9条)

第3節 図書館資料の複写(第10条・第11条)

第3章 図書館資料の受贈及び受託(第12条・第13条)

第4章 図書館協議会(第14条—第17条)

第5章 組織(第18条—第21条)

第6章 補則(第22条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項及び新座市立図書館条例(昭和54年新座市条例第2号。以下「条例」という。 )の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平31教委規則1・一部改正)

第2章 図書館奉仕

第1節 貸出し

(平 31 教委規則 1・旧第 2 節繰上・改称)

(貸出し登録の申請等)

第 2 条 条例第 10 条の規定による登録を受けようとするものは、条例第 9 条各号のいずれかに該当するものであることを証明する書類を提示し、新座市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があつた場合において、条例第 10 条の規定による登録を認めるときは、個人又は団体の区分により、貸出券を交付するものとする。

(平 31 教委規則 1・追加)

(貸出券)

第 3 条 図書館資料(条例第 3 条第 1 号に規定する図書館資料をいう。以下同じ。)の貸出しを受けようとするときは、貸出券を提示しなければならない。

2 貸出券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

3 貸出券を紛失したとき、又は前条第 1 項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 貸出券が登録者以外の者によつて使用され、損害が生じた場合は、登録者本人が責任を負うものとする。

(昭 61 教委規則 2・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 8 条繰上・一部改正)

(貸出数量及び期間)

第 4 条 貸出しを受けることができる図書館資料の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、新座市立中央図書館長(以下「中央図書館長」という。)が特に必要と認めた場合は、数量及び期間を超えて貸し出すことができる。

| 区分 | 図書館資料名 | 貸出数量      | 貸出期間   |
|----|--------|-----------|--------|
| 個人 | 図書     | 20 冊以内    | 14 日以内 |
|    | 定期刊行物  | 3 冊以内     | 14 日以内 |
|    | 紙芝居    | 3 組以内     | 14 日以内 |
|    | 視聴覚資料  | レコード      | 14 日以内 |
|    |        | カセットテープ   |        |
|    |        | ビデオテープ    |        |
|    |        | コンパクトディスク |        |
| 団体 | 図書     | 100 冊以内   | 3 か月以内 |
|    | 紙芝居    | 20 組以内    | 3 か月以内 |

2 中央図書館長は、貸出しが不適当と認めた図書館資料については、貸出しを禁止することができる。

(平 5 教委規則 4・平 10 教委規則 5・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 9 条繰上・一部改正)

(図書館資料の利用停止)

第 5 条 図書館資料を貸出期間内に返納しなかつた者に対し、中央図書館長は、状況により図書館資料の利用を一定期間停止することができる。

(平 31 教委規則 1・旧第 10 条繰上・一部改正)

第 2 節 会議室の利用

(平 31 教委規則 1・旧第 4 節繰上)

(利用の対象)

第 6 条 会議室を利用できるものは、団体(条例第 9 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。)とし、利用の目的が条例第 3 条に規定する事業に合致しているものとする。

(平 31 教委規則 1・旧第 15 条繰上・一部改正)

(利用手続)

第 7 条 会議室を利用しようとする団体は、会議室利用申請書を提出し、館長(条例第 4 条第 2 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者)(以下次条から第

10 条までにおいて同じ。)の許可を受けなければならない。

(昭 61 教委規則 2・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 16 条繰上・一部改正)

(利用の制限)

第 8 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、会議室の利用を許可しない。

(1) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

(平 31 教委規則 1・旧第 17 条繰上・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第 9 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、会議室の利用許可を変更し、停止し、又は取り消すことができる。

(1) 利用者がこの規則に違反したとき。

(2) 災害その他の事故により会議室の利用ができなくなつたとき。

(3) 館長が図書館運営上特に必要があると認めたとき。

(平 31 教委規則 1・旧第 18 条繰上・一部改正)

第 3 節 図書館資料の複写

(平 31 教委規則 1・旧第 5 節繰上)

(複写の申込みと手続と制限)

第 10 条 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、図書館資料複写申込書により館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の複写が不適当と認めた場合は、これを許可しないことができる。

3 図書館資料の複写について、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)に規定する責任は、当該複写を依頼した者が負わなければならない。

(昭 61 教委規則 2・一部改正、平 31 教委規則 1・旧第 19 条繰上)

(複写の費用)

第 11 条 前条の複写の費用は、実費とする。

(平 31 教委規則 1・旧第 20 条繰上)

第 3 章 図書館資料の受贈及び受託

(図書館資料の受贈)

第 12 条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けた場合は、他の図書館資料と同様の取扱いをするものとする。

(平 18 教委規則 4・旧第 30 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 24 条繰上)

(図書館資料の受託)

第 13 条 図書館は、図書館資料の委託を受けることができる。

2 委託された図書館資料は、他の図書館資料と同様の取扱いをする。

3 図書館は、委託された図書館資料の亡失、破損について、その責を負わない。

(平 18 教委規則 4・旧第 31 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 25 条繰上)

第 4 章 図書館協議会

(委員長・副委員長)

第 14 条 新座市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に、委員長、副委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長、副委員長の任期は、2 年とする。

(平 18 教委規則 4・旧第 32 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 26 条繰上)

(職務権限及びその代行)

第 15 条 委員長は、協議会を代表し、協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(平 18 教委規則 4・旧第 33 条繰上、平 31 教委規則 1・旧第 27 条繰上)

(会議)

第16条 会議は、中央図書館長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(平18教委規則4・旧第34条繰上、平31教委規則1・旧第28条繰上・一部改正)

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、新座市立中央図書館において処理する。

(平18教委規則4・旧第35条繰上、平31教委規則1・旧第29条繰上)

第5章 組織

(職及び職務)

第18条 条例第6条に規定するその他必要な職員は、司書及び主事とする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて参与、副館長、館付、専門員、係長、主査、主任司書、主任又は主事補を置くことができる。

3 参与は、上司の命を受け、図書館の重要な施策に係る政策の調整、推進及び進行管理を処理し、関係職員を指揮監督する。

4 館長は、上司の命を受け、図書館の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

5 副館長は、館長を助け、図書館の事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

6 館付は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

7 専門員は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。

8 係長は、上司の命を受け、係の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

9 主査は、上司の命を受け、図書館の所掌する事務のうち指定された事項を処理する。

10 主任司書は、上司の命を受け、担当職員を指揮し、専門的事務に従事する。

11 主任は、上司の命を受け、経験を必要とする事務に従事する。

12 司書は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

(平7教委規則4・全改、平8教委規則2・旧第37条繰上・一部改正、平11教委規則3・平11教委規則6・平16教委規則5・平18教委規則1・一部改正、平18教委規則4・旧第36条繰上、平31教委規則1・旧第30条繰上・一部改正)

(事務分掌)

第19条 図書館(条例第4条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における福祉の里図書館を除く。)の事務分掌は、次のとおりとする。

新座市立中央図書館

奉仕係

(1) 図書館施設の維持管理に関すること。

(2) 職員の服務に関すること。

(3) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。

(4) 資料の選定、収集、整理及び保存に関すること。

(5) 資料の修理、製本及び廃棄に関すること。

(6) 資料の利用、貸出及び返却に関すること。

(7) 読書案内及び調査研究の援助に関すること。

(8) 分館の運営に関すること。

(9) 児童奉仕に関すること。

(10) 障がい者奉仕に関すること。

(11) 他の図書館等との相互協力に関すること。

(12) 奉仕計画の立案に関すること。

(13) その他図書館奉仕に関すること。

(14) 協議会に関すること。

(15) 館内の庶務に関すること。

福祉の里図書館

奉仕係

(1) 館内施設の維持管理に関すること。

(2) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。

(3) 図書館奉仕に関すること。

(4) 館内の庶務に関すること。

(平16教委規則5・全改、平17教委規則7・一部改正、平18教委規則4・旧第37条繰上・一部改正、平31教委規則1・旧第31条繰上・一部改正)

(館長の専決事項)

第20条 館長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例の場合は除く。

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 図書館資料の収集に関すること。

(3) 図書館の器材、備品の管理に関すること。

(4) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(5) 所属職員の6日以内の休暇、欠勤に関すること。

(6) 所属職員の宿泊を要しない出張(研修に関する出張を除く。)を命令すること。

(7) 所属職員の時間外勤務命令をすること。

(8) 図書館資料の督促をすること。

2 前項に定めるもののほか、中央図書館長の専決事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第1号)別表第1に定める課長の専決事項とする。

(平元教委規則5・平5教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第39条繰上、平18教委規則4・旧第38条繰上、平31教委規則1・旧第32条繰上)

(代決)

第21条 館長が不在のときは、副館長が、副館長を置かない場合には、館長があらかじめ指定する職員がこれを代決する。

(平5教委規則4・一部改正、平8教委規則2・旧第40条繰上、平18教委規則4・旧第39条繰上、平31教委規則1・旧第33条繰上)

第6章 補則

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、様式の作成その他の必要な事項は、教育長が別に定める。

(昭58教委規則5・旧第42条繰上、昭61教委規則2・一部改正、平8教委規則2・旧第41条繰上、平18教委規則4・旧第40条繰上、平31教委規則1・旧第34条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年教委規則第10号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年教委規則第7号)

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第2号)

この規則は、昭和58年5月10日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和59年教委規則第1号)

この規則は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第6号)

この規則は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第2号)

この規則は、昭和61年5月10日から施行する。

附 則(昭和 61 年教委規則第 6 号)  
この規則は、昭和 61 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年教委規則第 4 号)  
この規則は、昭和 62 年 5 月 12 日から施行する。

附 則(昭和 63 年教委規則第 6 号)  
この規則は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 5 号)  
この規則は、平成元年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年教委規則第 2 号)  
この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 4 号)  
この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の表の改正規定中新座市立中央図書館に関する部分の規定は同年 6 月 1 日から、同表の改正規定中福祉の里図書館に関する部分の規定、第 39 条及び第 40 条の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年教委規則第 10 号)  
この規則は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年教委規則第 4 号)  
この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 2 号)  
この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 6 号)  
この規則は、平成 8 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 5 号)  
この規則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 3 号)  
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年教委規則第 6 号)抄  
(施行期日)  
1 この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 5 号)  
この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年教委規則第 13 号)  
この規則は、平成 14 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 23 条第 1 項の改正規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年教委規則第 4 号)  
この規則は、平成 16 年 1 月 4 日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年教委規則第 5 号)抄  
(施行期日)  
1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 7 号)  
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条第 1 項の改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 4 号)  
この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条及び第 23 条第 1 項の表の改正規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教委規則第 5 号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 10 号)  
この規則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年教委規則第 2 号)  
この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 1 項の改正規定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年教委規則第 1 号)  
この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年教委規則第 5 号)  
この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

#### ○新座市立視聴覚ライブラリー条例

昭和 56 年 6 月 29 日  
条例第 10 号

#### (設置)

第 1 条 この条例は、新座市の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、新座市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)を設置する。

#### (名称及び位置)

第 2 条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置                              |
|---------------|---------------------------------|
| 新座市立視聴覚ライブラリー | 新座市野火止一丁目 1 番 2 号<br>新座市立中央図書館内 |

#### (事業)

第 3 条 視聴覚ライブラリーは、学校教育及び社会教育の教育方法の改善を図るため次に掲げる事業を行う。

- (1) 学校、社会教育施設等に対し視聴覚資料・機材を供給すること。
- (2) 視聴覚資料・機材の利用に関する解説資料等を作成し、及び配布すること。
- (3) 視聴覚資料・機材の利用に関する研修及び指導を行うこと。
- (4) 映写会、展示会等を行うこと。
- (5) 他の関係機関、団体等と緊密に連絡し、協力すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、視聴覚ライブラリーの目的達成のため必要な事業

#### (職員)

第 4 条 視聴覚ライブラリーに、館長、事務職員その他必要な職員を置く。

#### (委任)

第 5 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、新座市教育委員会規則で定める。

(平 8 条例 9・旧第 6 条繰上)

#### 附 則

この条例は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年条例第 9 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

#### ○新座市立視聴覚ライブラリー規則

昭和 56 年 6 月 30 日  
教委規則第 4 号

注 昭和 58 年 10 月から改正経過を注記した。

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 33 条第 1 項及び新座市立視聴覚ライブラリー条例(昭和 56 年新座市条例第 10 号)第 5 条の規定に基づき、新座市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(平 11 教委規則 6・一部改正)

(職員)

第2条 視聴覚ライブラリーに、館長を置く。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて副館長、専門員、係長、主査、主任司書、主任、司書その他必要な職員を置くことができる。

(昭61教委規則7・全改、平3教委規則3・平8教委規則3・平11教委規則6・平16教委規則5・一部改正)

(職務)

第3条 館長は、上司の命を受け、視聴覚ライブラリーの事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を助け、視聴覚ライブラリーの事務を調整し、職員の担任する事務を監督する。

3 専門員は、上司の命を受け、指定された事項を調査研究し、処理する。

4 係長は、上司の命を受け、係の事務又は館長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受け、担任する事務を掌理し、その事務を処理する。

6 主任は、主査を助け、経験を必要とする事務に従事する。

7 主任司書は、上司の命を受け、司書を指揮し、専門的事務に従事する。

8 司書は、上司の命を受け、専門的事務に従事する。

(昭61教委規則7・平3教委規則3・平8教委規則3・平11教委規則6・平16教委規則5・一部改正)

(所掌事務)

第4条 視聴覚ライブラリーの所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 視聴覚ライブラリーの運営に関すること。

(2) 職員の服務に関すること。

(3) 視聴覚資料・機材に関すること。

(4) 所管に係る公印の使用及び管理に関すること。

(5) 館内の庶務に関すること。

(貸出しの対象)

第5条 視聴覚資料・機材の貸出しを受けることができるものは、市内の学校、社会教育施設、事業所、機関又は団体(以下「団体等」という。)で貸出券の交付を受けたものとする。

2 前項に規定する団体等以外の者に対し、館長が特に必要と認めた場合は、貸出券を交付することができる。

(平5教委規則5・一部改正)

(貸出券)

第6条 貸出券は、所在を証明する書類を提示し、貸出登録申請書を提出した団体等に交付する。

2 貸出券は、他の団体等に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

3 貸出券を紛失したとき又はその所在若しくは名称を変更したときは、団体等は、速やかに館長に届け出なければならない。

4 貸出券が登録団体等以外のものによつて使用され、損害が生じた場合は、当該登録団体等が責任を負うものとする。

5 前各項に定める規定は、前条第2項に規定する者に対して交付する貸出券について準用する。

(貸出数量及び期間)

第7条 貸出しを受けることができる視聴覚資料・機材の数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、数量及び期間を超えて貸し出すことができる。

| 視聴覚資料、機材名 | 貸出数量    | 貸出期間 |
|-----------|---------|------|
| 映画フィルム    | 3本(組)以内 | 3日以内 |
| 録画テープ     | 3本(組)以内 | 3日以内 |
| 映写機材一式    | 一式      | 3日以内 |

|            |      |      |
|------------|------|------|
| ビデオ機材一式    | 一式   | 7日以内 |
| その他の資料及び機材 | 館長指定 | 館長指定 |

(利用の制限)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する場合は、視聴覚資料・機材の利用を許可しない。

(1) 専ら営利を目的とするとき。

(2) その他館長が不適当と認めたとき。

(損害の弁償)

第9条 団体等又は第5条第2項に規定する者(以下「利用者」という。))が、故意又は重大な過失により、その利用した視聴覚資料・機材に損害を与えたときは、館長は、当該利用者に損害の実費を弁償させることができる。

(館長の専決事項)

第10条 館長が専決できる事項は、新座市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程(平成元年新座市教育委員会教育長訓令第1号)別表第1に定める課長の専決事項のほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 公印の管理に関すること。

(2) 視聴覚資料・機材の収集及び管理に関すること。

(3) 関係機関及び団体との連絡に関すること。

(平元教委規則5・平5教委規則5・一部改正)

(準用)

第11条 視聴覚ライブラリーの休館日及び利用期間については、新座市立図書館条例(昭和54年新座市条例第2号)第7条第1項の表新座市立中央図書館の項及び同条第2項の規定を準用する。

(昭58教委規則5・旧第16条繰上、平5教委規則5・一部改正、平8教委規則3・旧第15条繰上、令元教委規則3・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て、館長が別に定める。

(昭58教委規則5・旧第17条繰上、平8教委規則3・旧第16条繰上)

附 則

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則(昭和57年教委規則第7号)

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第5号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第7号)

この規則は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第5号)

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第3号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第5号)

この規則は、平成5年6月1日から施行する。

附 則(平成8年教委規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成16年教委規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(令和元年教委規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## ○新座市立図書館資料収集方針

新座市立図書館は、「図書館法」及び「新座市立図書館条例」に定められた事業を適正に運営し、資料の収集において「図書館の自由に関する宣言」をふまえ、市民の知的自由を保障し、地域の実情に応じた運営に努める。

特に、様々な市民の利用に供しうるサービスの充実や児童、青少年に対するサービスに努めることを目的とし、この基本方針に基づき、図書館資料の収集に努める。

- (1) 図書館は、資料の収集において、市民の知る自由を保障する機関として、市民の資料要求に公正かつ自由に広い視野に立つて資料の収集に努める。
  - (2) 資料の収集は、公共図書館としての役割を果たすため、一般教養、調査研究及び実用、娯楽等市民生活に役立つ資料とし、図書、逐次刊行物、視聴覚資料及び各種メディア資料等多様な形態の資料を収集する。
  - (3) 資料の選択及び収集においては、思想、宗教、政治にとらわれず、自由、公正の立場から圧力や干渉に左右されず、中立であり、次の点に留意して収集する。
    - ① 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
    - ② 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
    - ③ 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。
    - ④ 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。
    - ⑤ 寄贈資料の受入れにあたっては同様とする。
  - (4) 資料の範囲は、各分野にわたり幅広く収集し、基本的な資料を優先的に収集していくが、専門的資料についても考慮して収集する。
  - (5) 全ての図書館資料は、市民の多様な情報や資料の要求に応えるために収集し、原則として、市民の自由な利用に供するものとする。
  - (6) 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料の保存につとめる。
  - (7) 蔵書構成は、利用状況、利用要求をつねに考慮し、特定の資料に偏向しないように留意して収集する。
  - (8) 新座市に関する資料は、網羅的に収集する。
  - (9) 学習参考書及び漫画は、基本的に収集しない。
- 附 則  
この収集方針は、平成7年8月1日から施行する。
- 附 則  
この収集方針は、平成31年4月1日から施行する。

## ○新座市立図書館地域資料収集方針

(趣旨)

第1条 この方針は、新座市立図書館資料収集方針が定める資料のうち、新座市に関する資料（以下「地域資料」という。）の収集及び保存に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 新座市立図書館では、新座市に関するあらゆる形態の資料を「地域資料」として扱うものとする。

(収集範囲)

第3条 図書館は次に掲げる資料について積極的に収集するものとする。

- (1) 新座市に関する内容の資料
- (2) 埼玉県及び近隣市町村（東京都内も含む。）に関する資料で基本的なもの及び新座市に関係が深い資料
- (3) 著作者が新座市の出身者、在住者、団体等の資料及び当該著作者の記述がある資料

## (4) 新座市に関する逐次刊行物

(収集対象)

第4条 収集する資料は、刊行物を主とし、必要に応じて録音資料、映像資料、電子資料等を収集するものとする。

(収集方法)

第5条 図書館は、次に掲げる方法により資料を収集するものとする。

(1) 市販される資料は極力購入に努めるものとする。

(2) 新座市の行政機関・教育機関が発行した資料は、各機関に対し発行後速やかに寄贈を依頼するものとする。また、図書館としても積極的に収集に努めるものとする。

(3) 市民及び団体からの寄贈資料についても積極的に収集するものとする。収集できない資料は著作権法等に配慮した上で、可能であれば複写により収集するものとする。

(収集部数)

第6条 新座市の発行物は可能な限り2部以上収集するものとする。

(貸出用資料と館内用資料の扱い)

第7条 図書館は、貸出できる資料を増やすよう努めるものとする。

2 本館においては館内用資料を充実させ、詳細な調査への対応を行うものとする。

(保存)

第8条 新座市に関する資料は複本を除き、原則として除籍しないものとする。

(電子化)

第9条 新座市に関する資料や情報のデジタル化を促進し、積極的に情報発信していくこととする。資料のデジタル化及び公開に当たっては、生涯学習スポーツ課による「文化財デジタル化推進事業」（平成27年1月20日教育長決裁）に則り実施するものとする。

(委任)

第10条 この地域資料収集方針に定めるもののほか、必要な事項はその都度中央図書館長が定める。

付 則

この収集方針は、令和3年4月1日から施行する。

## ○新座市立図書館資料除籍基準

(目的)

第1条 この基準は、新座市立図書館が所蔵する資料を適切に管理し、常に新鮮で調和のとれた蔵書の更新を図るため、資料の除籍について必要な事項を定めることを目的とする。

(除籍対象資料)

第2条 除籍対象資料は、次のとおりとする。

(1) 破損・汚損が著しく、補修不能のもの。

(2) 利用価値が、著しく低下したもの。

① 改正版が出版され、利用価値を失ったもの。

② 時間の経過により、利用価値を失ったもの。

③ その他の事由により、利用価値が著しく低下したもの。

(3) 1部2冊以上のもので欠本があり、補充の必要を認めないもの。

(4) 3年以上経過して、なお回収不能なもの。

(5) 災害や事故により、回収不能なもの。

(6) その他、館長が必要と認めたもの。

(適用除外)

第3条 次のものは、原則として除籍の対象から除外する。

(1) 地域資料

(2) 参考資料

(3) HS資料

(4) 特別コレクション



(5) 絶版等で買い替えができないもの。

(6) その他、館長が必要と認めたもの。

(除籍手続)

第4条 除籍手続は、「新座市財産規則」(昭和46年3月規則第12号)による。

(その他)

第5条 この除籍基準に定めるほか、必要な事項は、その都度定める。

附 則

この基準は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成10年8月1日から施行する。

#### ○朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、朝霞市、志木市、和光市及び新座市(以下「四市」という。)の公立図書館(図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第2項に規定する公立図書館をいい、以下「図書館」という。)の広域利用に関し必要な事項を定め、相互の利用を行うことにより、市民の自主的な学習の場を拡大し、文化、教養の向上に寄与することを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業は、「朝霞地区四市公立図書館相互利用事業」と称する。

(利用者の範囲)

第3条 この事業を利用できる者は、朝霞市の利用カード、志木市の利用者カード、和光市の図書利用券又は新座市の貸出券の交付を受けた者とする。

(利用資料の範囲)

第4条 利用できる資料は、図書館法第3条第1号に規定する図書館資料とし、個人貸出しに限る。

(利用の方法)

第5条 図書館は、四市の市民等の利用について、当該図書館の属する市の条例、規則等の定めにより扱うものとする。

(会議)

第6条 この事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ、朝霞地区四市図書館連絡会を開催し、協議する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、四市の図書館長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 朝霞地区四市公立図書館相互利用(試行)実施要綱(平成5年2月1日施行)は、廃止する。

#### ○朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、朝霞地区四市公立図書館相互利用事業実施要綱に基づき、必要な事項を定め、四市の市民に対し均一的なサービスを図ることを目的とする。

(登録方法)

第2条 利用者の登録に当たっては、四市に居住する者等であることを確認する。確認の方法は、資料を貸し出す四市の公立図書館(以下「貸出館」という。)の定めによるものとする。

(貸出資料の範囲)

第3条 貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、利用に制限のあるものについては、貸出館の定めによるものとする。

(貸出資料の数量及び期間)

第4条 貸出資料の数量及び期間は、貸出館の定めによるものとする。

(貸出資料の返却)

第5条 貸出資料の返却は、利用者が借り受けた図書館に返却するものとする。

(リクエストサービス)

第6条 資料のリクエストは、原則として受け付ける。ただし、リクエストの処理については、貸出館の定めによるものとする。

(督促業務)

第7条 延滞資料の督促は、貸出館が行う。ただし、当該延滞資料が返却されない場合は、当該市民が居住する市の図書館は、積極的に協力して、督促業務が円滑に行われるよう努めるものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者は、借り受けた資料を故意又は過失により、その資料を亡失し、汚損し、又は破損した場合は、貸出館の定めるところにより、損害を賠償しなければならない。

(情報交換)

第9条 相互利用に基づく登録状況については、必要に応じて情報交換を行うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、四市の図書館長が協議して定めるものとする。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

2 朝霞地区四市公立図書館相互利用(試行)実施要領(平成5年2月1日施行)は、廃止する。